

長野市伝統環境保存計画
(松代地区)

平成 16 年 3 月

平成 30 年 7 月別表 1・2 改訂

長 野 市

長野市伝統環境保存条例（以下「保存条例」という）第 6 条の規程に基づき、長野市伝統環境保存区域（以下「保存区域」という）の保存に関する計画を定める。

1. 保存区域の保存に関する基本的な事項

（１） 沿 革

松代の城下町としての歴史は、永禄 3 年（1560）武田信玄がこの地に海津城を築くことにはじまる。その後、元和 8 年（1622）真田信之が上田より移封して以降、明治の廃城までの 2 世紀半の期間、真田氏の居城として栄えてきた。その間、城は海津城から待城さらに松城と改められ、3 代目の真田幸道の時代に松代城となった。

城下は、自然地形を巧みに利用しており、北西を流れる千曲川を背にして、城から南東の方向に武家屋敷が配され、町屋は武家地の間を街道沿いに配されている。

（２） 現 況

保存区域は真田藩になって新しく拡張された南部武家地で、図に示す長野市松代町字表柴町、字馬場町、字代官町、字竹山町の四町全域、及び保存対象物件である。

保存区域の武家屋敷は、建物敷地と農地に分かれており、その建物敷地は、おおむね門から玄関に至る前庭、建物、奥の庭園、作業空間で構成されている。庭園には、泉水と呼ばれる池が配され、各武家屋敷の泉水は南から北の方向へセギと呼ばれる水路によって連なっている。道路沿いにはカワと呼ばれる水路が配され、これらのセギ、カワ、泉水が生活用水、防火用水、魚の養殖、観賞用などの多様な役割をになっていた。

現在では、往時の用途は少なくなったとはいえ、これらの一連の水系が、この区域ではよく保存され、庭園都市としての風貌を保持している。

（３） 方 針

保存区域の保存は、歴史的かつ文化的な遺産として区域住民の自主性を尊重しながら伝統環境を保存し、後代の市民に継承することを目的とし、次の方針のもとに行うものとする。

- ①. 外観を主体として伝統環境を維持する
- ②. 伝統的空間構成を維持する
- ③. 住環境の整備を行う
- ④. 庭園都市としての特性を配慮する
- ⑤. 松代城などの史跡、文化財との連携をはかる
- ⑥. 都市計画等との調和をはかる
- ⑦. 伝統環境に調和するように開発行為に対して指導を行う

2. 保存区域内における伝統環境を構成している建造物等（以下「保存対象物」という）及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と思われる物件の決定

（１） 保存対象物

建築物（主屋、長屋門、土蔵、附属家、門、塀など）、庭園を別表 1 とする。

（２） 保存対象物と一体をなす環境

水路（セギ、カワ）を別表 2 とする。

3. 保存区域内における保存対象物及びこれと一体をなす環境の保存整備計画

(1) 保存対象物

- ①. 主屋、長屋門、土蔵、附属家は、外観を維持することを基本とする。
幕末までの資料のあるもので、明治以降の改修が明らかなものは、その部分を主として外観について往時の形態に修理、修景を行う。
- ②. 庭園は現状を維持することを基本とし、修理、修景を行う場合は、往時の姿にする。
- ③. 門及び塀は、現状を維持することを基本とし、修理、修景を行う場合は、建造当初の形状にする。

(2) 保存対象物と一体をなす環境

- ①. 水路（セギ、カワ）の浄化及び水量の保持に努める。
- ②. カワの石垣積みについては、現状を維持することを基本とし、修理、修景を行う場合は築造当時の形式手法による。

(3) 保存区域内の歴史的遺構の復元

- ①. 門や塀を新築する場合に、その場所での幕末の歴史的形態が明らかなものは、その形式にそって復元に努める。
- ②. 現在水路としての用をなしていないセギ、カワについては、下流の泉水に水を供給すべく復元あるいは、それに準じる処置を講じるよう努力する。

(4) 保存区域内の保存対象物以外の建造物等

- ①. 主屋、長屋門、土蔵、附属家、門、塀の修理、もしくは色彩の変更は、主として道路より望見できる範囲において、伝統環境に調和するように別表 3 の口欄、ハ欄の修景基準による。
- ②. 庭園の修理、修景が必要な場合は、往時の姿にする。
- ③. 公共施設については、積極的に修景を行い、伝統環境との調和を図る。

(5) 保存区域内に建造物等を新築、改築、増築、移転する場合

- ①. 建築物を新築、改築、増築、移転する場合には、伝統環境との調和を図るために、道路から望見できる範囲の建造物については、別表 3 のイ欄、ロ欄、ハ欄、ニ欄の修景基準による。
- ②. 道路と建造物の間にできる限りの前庭をつくり、積極的に植樹を行う。
- ③. 伝統環境を保持するために、車庫等による塀の分断を最小限におさえ、町並の連続性を保つように努力する。

4. 保存区域を保存するため必要な施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設

①. 標識、案内板、説明板の設置、及び史跡ルートの拡充

保存区域を明示する標識、案内板を設置し、伝統的建造物、歴史的遺構の説明板を整備する。

また、現行の史跡ルートを区域内へ拡大し、区域内及び区域周辺の史跡、文化財、施設等との連携を図るために標識、案内板を設ける。

②. 公開施設の整備

特に価値の高い保存対象物のうち、寄附や売却希望等のあるものには、市などで受け入れあるいは、買い上げ等を行い、往時の姿に修理、修景を図る。さらに、それらを公開施設として、保存区域における往時の生活様式、特色を理解するための展示品（松代焼、茶道具、武具、囲碁道具）を置く。

(2) 防災施設

①. 警報装置の設置

特に価値の高い保存対象物に対して設置するほか、隣接する家屋に設置する。

②. 消火器等の配備

保存区域全戸に消火器の設置を促進する。保存対象物のうち、主屋、長屋門に大型消火器を配置し、保存区域内の必要箇所には野外消火器、消火栓、防火水槽、ホース格納庫を設置する。

③. 防災自治組織の強化

防災に対する意識を高め、火災予防、初期消火等の活動を円滑に行うために、現在の組（ブロック）、区という市民組織に協力を要請する。

④. 消防署との連携

保存区域及びその周辺地域の火災予防のために消防署との連携を図り、警報装置、消火器具等の検査や消火訓練などを定期的実施する。

⑤. 街路灯の整備

歩行時の安全や防犯のために、街路灯の整備を促進する。

(3) 環境整備

①. 駐車場の整備

幹線道路沿いなどの交通の要所に駐車場を整備し、保存区域内への観光のための自動車通行を抑制する。

②. 下水道の整備

生活汚水等を処理するために公共下水道を整備し、水路（セギ、カワ）の浄化を図る。

③. 景観阻害施設の改善、移転または撤去

交通標識等の整備、電柱の移転をはかるとともに、史跡ルートに面した部分の看板、広告等を伝統環境と調和するように指導する。

④. 生活関連施設等の整備

保存区域内に生活関連施設等の整備を促進し、必要な公衆便所を設ける。

⑤. 道路空間等の整備

ベンチ、水飲み場、郵便ポスト等の街路装置を設置し、水辺の整備を行い、道路空間を憩いの場として利用する。

⑥. 開発行為に対する指導

開発行為（保存条例第 7 条第 1 項の（3）～（5）に該当する行為）に対して伝統環境と調和するように積極的に指導していく。

⑦. その他

標識、案内板、説明板、街路灯、消火設備、ベンチ、ゴミ箱、水飲み場、郵便ポスト、公衆電話等の街路装置は、伝統環境との調和を考慮した形態のものを用いる。

5. 保存区域内における保存対象物及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる助成措置

保存条例第 8 条に基づいて定められた長野市伝統環境保存事業補助金交付要綱の補助金の基準による。

別表 1 伝統環境を構成している建造物等

①区域内の保存対象物

例) 主屋、長屋門、土蔵、附属家、門（薬医門、腕木門）、塀、庭園等

個人情報を含むため非公開

②区域外の保存対象物

個人情報を含むため非公開

別表 2 伝統環境を構成している建造物等と一体をなす環境

セギ

個人情報を含むため非公開

カワ

個人情報を含むため非公開

別表 3 修景基準

構造物	部 位	イ. 形態、構造	ロ. 仕上げ材料	ハ. 色彩	ニ. 備考
主屋 長屋門	屋 根	切妻、寄棟、入母屋	日本瓦	灰色	※2 階以下とする。 ※主屋はできるだけ道路より後退させ前庭を確保するように努める。
	下 屋 庇	屋根裏は、垂木と野地裏をみせる		黒色、灰色 茶系色	
	外 壁	木造真壁造り	漆喰、土、板やむを得ない場合は、これらに類するもの	土：素地 漆喰：白色 板：黒色、素地、茶系色 その他：茶系色、黒色、素地	
	建 具		木やむを得ない場合は、カー・サッシ等	素地あるいは黒色、茶系色	
	軒先物 (雨どい等)			屋根、建具に準ずる	
土蔵	屋 根	切妻	日本瓦 屋根裏は漆喰土	灰色	※2 階以下とする。
	外 壁	木造大壁造り	漆喰、土やむを得ない場合は、これらに類するもの	土：素地 漆喰：白色 板：黒色、素地、茶系色 その他：茶系色、白色、黒色	
	建 具		木やむを得ない場合は、カー・サッシ等	素地 あるいは黒色、茶系色	
	軒先物 (雨どい等)			屋根、建具に準ずる	

構造物		部 位	イ. 形態、構造	ロ. 仕上げ材料	ハ. 色彩	ニ. 備考
付属家		屋 根	切妻、片流れ等 屋根裏は垂木と野地 裏をみせる	日本瓦	灰色	※2 階以下とする。
		外 壁	木造大壁造り	漆喰、土 やむを得ない場 合は、これらに類 するもの	土：素地 漆喰：白色 板：黒色、素地、 茶系色 その他：茶系 色、黒色、素 地	
		建 具		木 やむを得ない場 合は、カー・サッシ等	素地 あるいは黒色、 茶系色	
		軒先物 (雨どい等)			屋根、建具に準 ずる	
門	屋 根 つ き	屋 根	切妻 屋根裏は、垂木と野 地裏をみせる	日本瓦	灰色	
		外 壁	木造真壁造り	漆喰、土、板 やむを得ない場 合は、これらに類 するもの	土：素地 漆喰：白色 板：黒色、素地、 茶系色 その他：茶系 色、白色、黒 色	
		門 扉	両開き、両引き、 片引き	板戸	黒色、茶系色 素地	
		くぐり戸	片開き	板戸	黒色、茶系色 素地	
	屋 根 な し	門 柱		木、石	灰色、黒色、茶 系色	
		戸	両開き、片開き、 両引き、片引き	板戸	黒色、茶系色 素地	

構造物	部 位	イ．形態、構造	ロ．仕上げ材料	ハ．色彩	ニ．備考
塀	屋 根	切妻	日本瓦、板、杉皮	黒色、灰色、 茶系色	※門が腕木門 で袖壁がある 場合には、それ に準じた様式 にする ※門が薬医門 で控え壁があ る場合には、控 え壁に準じた 様式にする ※自動車は、門 や脇道から出 入するように する やむを得ない 場合は塀と連 続した様式に する
	外 壁	木造大壁造り あるいは真壁造り	漆喰、土、板 やむを得ない場 合は、これらに類 するもの	土：素地 漆喰：白色 板：黒色、素地、 茶系色 その他：茶系 色、白色、黒色	
	くぐり戸	片開き	板戸	黒色、茶系色、 素地	
	自動車の出入口		板戸	黒色、茶系色、 素地	
その他 工作物 (車庫・ カーポート)				灰色、茶系色	道路から直接 見えないよう にする やむを得ない 場合は伝統環 境に調和した 形態にする